

平成23年度3次補正予算

戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 応募対象事業

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「[特定ものづくり基盤技術高度化指針](#)」に沿って策定され、法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発等の事業になります。

※法に基づく認定を受けていない場合は、各経済産業局等に法認定計画の申請を行う必要があります。

2. 応募対象者

- 法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

3. 研究開発期間と研究開発費の規模

- 研究開発期間：契約締結日～平成24年3月31日とします。
ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより1年を限度として認められた範囲で事業実施期間（例えば平成25年1月末まで）の延長を行うことができます。
- 研究開発規模（上限額）：下記のとおり。
 - ①4,500万円以下
法認定計画（複数年計画（2年以上の計画をいう。以下同じ。））の全体のうち1年のみを実施する場合
 - ②9,000万円以下
既存の法認定計画（複数年計画）の全体又は一部（2年以上）を実施する場合
※②において新規に法認定申請を行う場合は、複数年の研究開発計画を単年で実施するものとして申請するものが対象となります。

4. 公募期間

平成23年11月11日（金）～平成23年12月12日（月）